

ASEAN法の展望

やい だ のぶ ゆき
安 田 信 之

ASEANにおける経済統合の現状は、自由貿易地域→関税同盟→共同市場→経済同盟という従来の地域統合の発展図式からみると、いまだ最初の段階にも達していない。相互の貿易依存量がたかだか10%強という状況にあってはこの事実も不思議ではない。しかし、だからといって域内経済協力が全く進行していないとはいえない。視点を変えるならば、1980年代に入り域内での協力関係は急速に深化しつつあるともいえるのである。日本からの援助がらみのASEAN工業化プロジェクトは、紆余曲折があったとはいえ、インドネシアではすでに尿素プラントが操業段階にあり、マレーシアでも同様のプラントが操業を開始したと伝えられている。またASEAN合弁事業協定にもとづき、すでにいくつかの企業の設立が認められている。このように資本の面での協力関係は、政府・民間を問わずかなりの速度をもって進行しているといえるのである。

このような地域協力の進展が、その制度的枠組みを定める条約や協定を通じて、またその結果としての加盟国間での人や物の交流を通じて、域内での実定法の調整と統一の問題を惹起せざるをえないことはいうまでもない。この問題は地域統合をめぐる最重要課題の一つであるが、従来は、たとえばこの面で最先端をいくヨーロッパ共同体のそれと比較して、ASEANの場合各国間で法制度および法文化があまりに多様であるとして、悲観的な見解が支配的であった。確かにこの地域にはイギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、オランダ、スペインという欧米からの移入法に加えて、ヒンドゥ、イスラム、中国慣習法さらに各国の固有の慣習法という全く多様な法が併存しており、一国内にあっては複数の法が存在するといういわゆる多元的法体制 (legal pluralism) という状況を呈していることは事実である。

しかし、最近の研究によれば、この多様性の基底部にはASEAN全域に共通する法文化が存在することが確認されている。それは、権利概念が確定的であり、原告・被告の対立構造のなかで白か黒かの決着を求める欧米型のシステムとは対照的に、権利の内容が流動的であり、当事者の話し合いによる了解に導く和解ないし調停を重視するものといわれ、この面では日本の法文化と共通性を有するといえよう。他方、実定法のレベルにおいても、戦後40年の時の経過とともに、旧宗主国等から受継いだ西欧移入法とは異質の法が生成されつつある。これらの諸法は憲法から経済諸法まで多岐にわたり、かつ各国をとりまく状況により多様性はあるにしても、上記のような法文化のうえに国家が社会・経済の全面にわたって主導的な役割を果たすことをめざすという点において共通する。とくに金融、財政、外資、産業、企業政策などの経済政策面では、各国ともかなり共通した問題関心を有しつつあることが指摘されよう。

このように考えるならば、ASEAN域内における各国法の調整と統一の問題は、はるか

彼方の遠い将来の課題ではなく、ゆるやかな歩調ではあるにしても着実にその機は熟しつつあるともいえるのである。そしてその予兆は、1970年代末から2年ごとに各国で開催されている「ASEAN 法協会」(ASEAN Law Association)大会における最近の論調や昨年のフィリピン大学法学部での「ASEAN 法研究センター」(Academy of ASEAN Jurisprudence)の設置のなかに確実に感じとることができる。

以上が、われわれが1983年から3カ年計画でアジア経済研究所経済協力調査室において「ASEAN 諸国の法、社会と企業」調査委員会を組織し、各国の経済法を中心とする法制の比較とその調整と統一の可能性の問題の検討を続けている理由であり、またその中間報告を兼ねた本特集において、あえて「ASEAN 法」といういまだ十分に認知されているとはいえない語を使用した理由である。

構成は、国際組織としての ASEAN の特殊性に焦点をあてた村瀬論文、ASEAN 全域（ブルネイを除く）に関して、憲法典中の基本的人権の問題を比較検討した玉巻論文、証券法制の生成・発展とその特殊性を論じた安田論文、同じく商標法に関してその権利範囲と最近域内での進展がみられる著名商標の問題を検討した大来論文および消費者保護法制に関して先進国のそれとの比較を通じてその特殊性の抽出を試みた杉江論文、ASEAN 全体の比較を射程内におきながらフィリピンの事例研究を行なった2論文、すなわち憲法の統治構造の変動に焦点をあててその特質を論じた作本論文および労使紛争解決メカニズムの特殊性をその任意仲裁制度のなかで明らかにした神尾論文、またASEAN 域内の固有の紛争処理制度として注目されている友愛的紛争処理(和解)(amicable settlement)の問題をスマトラの事例調査の検討を通じて議論した奥山論文、さらに最近の税制改革に大きな影響を与えた ESCAP のフィリピン・ペーパーを紹介した北村氏による資料、都合8論文1資料からなっている。

中間報告でありかつ雑誌論文であるということから、各筆者の見解の間にみられる若干の齟齬はあえて調整しなかった。委員会では、最終年度にあたる今年度は、本特集では取りあげることのできなかつたASEAN 法の鳥瞰、特質の究明およびその具体的な統一プロセスの検討をも含めた最終報告書に向けて鋭意検討に努めている。

なお、同委員会のメンバーは以下のとおりである。(アイウエオ順)

大 来 俊 子 (アジア経済研究所経済協力調査室)
 奥 山 甚 一 (明治学院大学講師)
 神 尾 真 知 子 (埼玉大学講師)
 北 村 か よ 子 (アジア経済研究所経済協力調査室)
 作 本 直 行 (同上)
 杉 江 徹 (成蹊大学講師)
 高 桑 昭 (弁護士)
 玉 巻 弘 光 (東海大学講師)
 村 瀬 信 也 (立教大学教授)
 安 田 信 之 (アジア経済研究所経済協力調査室)

(アジア経済研究所経済協力調査室)